

## 住民登録

9月1日現在

前月比

人口 77,991(+68)

{男 37,491}

{女 40,500}

世帯数 19,886 (+12)

## おおだて

●編集と発行一大館市役所  
 ●発行年月日—昭和46年10月1日  
 ●発行日—毎月1日  
 定価1部5円

昭和43年3月1日第3種郵便物認可

## 騒音規制地域の指定を受ける

数年前までは、公害といえば特殊な工業地帯や大都市だけの現象と思われていたものが、ここ1,2年の間に地方都市にも多く発生するようになってきました。そのなかでも市民に最も身近な公害として騒音の問題があげられると思います。

そこで、県でもこの問題に積極的にとり組むことになり県内8市に対して9月7日から「騒音規制地域を指定することになりました。これからは、この規制地域の音は定められた規制基準できびしく規制されることになりました。」

今回指定をうけた当市の規制地域は下図に示すとおり市街地を中心としたものです。そこで規制地域の指定をうければ、これからどのようになるか説明します。

## 騒音規制法の対象となる騒音

騒音の発生源としては、大別して工場・建設事業騒音と自動車騒音とがあげられる（航空機騒音は除く）。

これらの中から指定地域内にある工場を建設作業のうちで定められた機械施設のある工場や建設作業は、規制基準で音の規制をうけることになります。また、自動車騒音については工場騒音とは別に指定地域内の道路状況に応じた許容限度が定められており、測定の結果周辺の生活環境が著しくそこなわれているときは、市長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請することになっています。

## ◆特定工場等に関する規制

## A) 規制をうける特定施設（工場）

施行令第1条で定められた施設のある工場のうち、この規制区域内に既に設置されている工場は10月6日まで、これから設置しようとする工場はその30日前までに市長に届出することになりました。

その対象となる施設は大略次のとおりです。

金属加工機械・空気圧縮機及び送風機・土石用又は鉱物用の破碎機・摩擦機・ふるい及び分級機・織機・建設用・資材製造機械・穀物用製粉機・木材加工機械・抄紙機・印刷機械・合成樹脂用射成形機・鋳型造型機

## B) 騒音の規定基準

区域の区分	時間の区分	音量
第2種区域	朝 午前6時から午前8時まで	50ホン
	昼間 午前8時から午後6時まで	55
	夕 午後6時から午後9時まで	50
	夜間 午後9時から翌日午前6時まで	45
第3種区域	朝 午前6時から午前8時まで	60
	昼間 午前8時から午後6時まで	65
	夕 午後6時から午後9時まで	60
	夜間 午後9時から翌日午前6時まで	50
第4種区域	朝 午前6時から午前8時まで	65
	昼間 午前8時から午後6時まで	70
	夕 午後6時から午後9時まで	65
	夜間 午後9時から翌日午前6時まで	60

<第2種区域とは>住居の用に供されているため静寂の保持を必要とする区域をいう。

<第3種区域とは>住居の用にあわせて商業工業等の用に供されている区域をいう。

<第4種区域とは>主として工業等の用に供されている区域をいう。

なお、この区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所（患者の収容施設のあるもの）図書館及び老人ホームの布地の周囲50メートルの区域内は上記基準値から5ホンを減じた値になっています。この基準の音量は特定工場の敷地の境界線で測定した音量をさすものです。

## 特定建設作業に関する規制

指定地域内でつぎにかかるような特定建設作業や工事を施工するときは、その工事の請負業者は施行規則に定められた様式で作業開始の7日前まで市長に届出することになりました。（該当を生じた業者は、その都度市役所公害課へご連絡ください。）

する場合に発生する音を区域の区分道路の幅員、時間帯によって、次のような許容限度が定めされました。

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	星 期	朝 夕	夜 間
第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	6 0 ホン	5 5 ホン	5 0 ホン
第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	7 0 ホン	6 5 ホン	5 5 ホン
第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	7 5 ホン	7 0 ホン	6 0 ホン
第3種及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	7 0 ホン	6 5 ホン	6 0 ホン
第3種及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	7 5 ホン	7 0 ホン	6 5 ホン
第3種及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	8 0 ホン	7 5 ホン	6 5 ホン

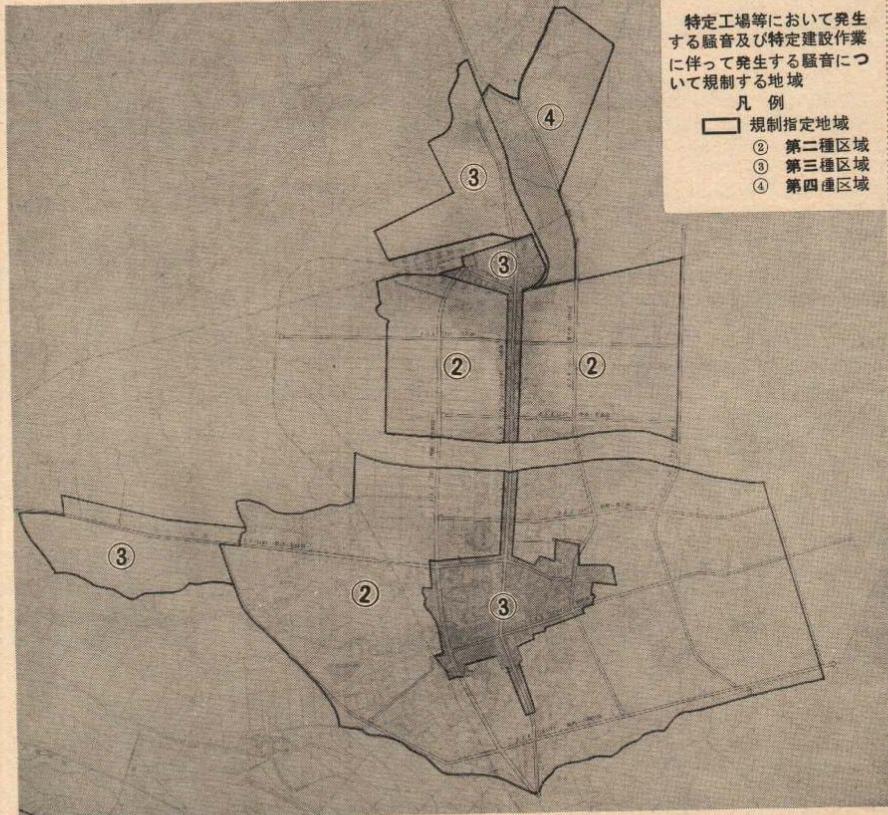
市ではこれから、この基準をもとに市内の自動車騒音の実態を把握して、その状況に応じた対策を県公安委員会等の関係機関に要請することになります。

## ◆その他営業騒音等の規制

前記の騒音のほかに、深夜営業による騒音とか、拡声機による騒音等がありますが、これらについて騒音規制法は適用されませんが、住民の生活環境を保全するためにも、この基準をもとに、その他風俗営業法等の関連行政法規とあわせて行政指導を行なうことになります。

## ◆自動車騒音に関する規制

自動車騒音については、自動車が一定の条件で運行



## ◆報告及び検査

状況によって、施設及び建設作業の必要な事項について報告を求め、又は立入検査をすることがあります。

## ◆改善勧告及び改善命令

立入検査をした結果、改善を要するときは行政指導を行ないその後、勧告又は命令がなされることになります。

以上、概要のみ説明いたしましたが、市民のみなさんの良識のもとに問題に対処していきたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

## 騒音規制に関する行政措置

今度、市は国から全面的に権限が委任されて、今まで説明した法規にもとづいて対処していくことになりますが、規制区域内の届出を要する特定工場、特定建設作業に対しては、次のような行政措置がとられることになります。